

一般事業主行動計画

当会の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間
2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員に対する育児休業制度の内容理解促進

<対策>

- 令和5年6月～ 対象職員への説明会を実施
- 令和6年6月～ 育児休業取得予定者への説明強化

目標2：令和8年5月31日までに、男性職員の1名以上について育児休業等の取得する。

<対策>

- 令和5年6月～ 育児休業等を取得する可能性のある職員への育児休業等取得意向確認を、本人から相談があるのを待つのではなく、当会から積極的に働きかける。